

□ 発行/新潟県西蒲原郡西川町役場 □ 編集/総務課 □ 毎月10日・25日発行



納税相談に
あつたしつかわる

納税相談日程表

月日	区 域		会場	月日	区 域		会場
	9時～12時	1時～4時			9時～12時	1時～4時	
2.24(木)	藤見町・学校町・水道町・新栄町・鱈 (農業所得者の申告は3月5日、ただし鱈は10日)		西川町役場	3.5(土)	旗屋	見帯	西川町役場
25(金)	1番町・2番町・3番町・東町・朝日町・千張町 大正通 (農業所得者の申告は3月7日)			7(月)	六分	桑山	
26(土)	4番町・5番町・6番町 (農業所得者の申告は3月8日)			8(火)	善光寺	新川	
28(月)	7番町・8番町・9番町 (農業所得者の申告は3月9日)			9(水)	矢島	川崎	
3.1(火)	上組・中作	中村・三ツ屋	10(木)	鱈・松崎	天竺堂		
2(水)	下組・浦村	新田・升岡	11(金)	押付	槇島		
3(木)	大瀧・大関	川西・堀上	12(土)	真田・平野	西汰上		
4(金)	与兵衛野・貝柄 三角野		14(月)	下山	中島		
			15(火)				

人口 10,784(+14) 男 5,237(+5) 女 5,547(+9) 世帯数 2,343(+1) 1月31日現在()内は前月比

主な疾病の年齢別統計表

Table with columns for age groups (0-10, 11-20, 21-30, 31-40, 41-50, 51-65, 66+) and various diseases (結膜炎, 高血圧, 風邪, etc.) with counts.

(表2)です。おおまかに言って、風邪、湿疹は幼児に、結膜炎、高血圧、胃炎、腰痛は高齢者に多いようです。

年間約三億円の費用額が国保の被保険者に使われています。このような国保事業制度を理解され、ご協力くださるようお願いいたします。

お願い

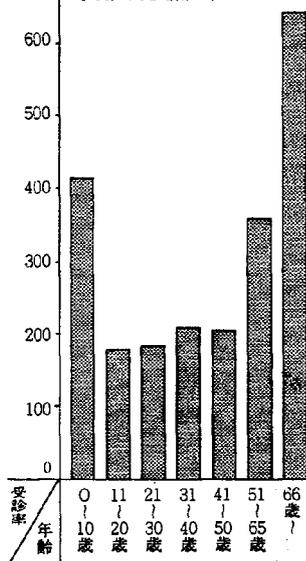
受診のときは、保険証を必ず持っていくようにしてください。

年齢別受診率統計表

Table with columns for age groups and statistics: 受診件数, 被保険者数, 受診率.

※ 被保険者数は51年6月末現在の数

年齢別受診率グラフ



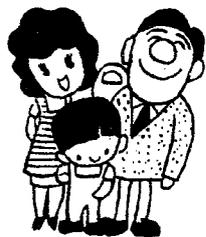
精神衛生とは、精神病にかかっていないことをいうのではなく、心の健康を保つことをいいます。

精神が健康でなければ、家庭生活や社会生活を円満に営むことができません。

精神衛生相談のお知らせ

とき 三月七日(月) 午後一時半から一時半

時間の関係上おいでになりたい場合は、三月六日までに住民課保健婦までお申し込みください。



次のような症状がありましたら、お気軽に相談においでください。

子供の場合 指しゃぶり、爪かみ、目をパチパチしたり首をふる、夜尿、尿の回数が多い、内気、無口、おちつきがない、わがまま、かんしゃく、どもり、乱暴、うそつき、ぬすみ、夜泣き、失神、ひきつけ、眠らない、登校拒否、家出、性的非行、知恵おくれなど。

おとなの場合

いらいらする、疲れやすい、おちつかない、気分が沈む、意欲減退、死にたい、気分が明らかにすき、不安や恐怖心がつよい、頭が重い、浪費ぐせ、眠れない、食欲がない、乱暴、放浪など

お願い

時間関係上おいでになりたい場合は、三月六日までに住民課保健婦までお申し込みください。

51年度前期の疾病分類結果 (4~9月診療分)

町では、電子計算機を利用して国保の疾病分類を実施しています。以下はその結果です。

多い高血圧性疾患

疾病分類統計表をみると、齒科を除き、高血圧、風邪、結膜炎、胃炎が圧倒的に多いということがわかります。

受診率の高い 幼児・高齢者

(表3)は年齢別に受診率を示したものです。手のかかる幼児と高齢者が医者に多くかかるのは納得のいくことですが、ただ高齢者に乱受診(同じ疾病で二つの医院以上に受診すること)が多いことは、本人のためにも(薬の副作用・医療費の節約)避けてほしいものです。

幼児に多い 風邪と湿疹

受診件数の多い疾病について、年齢別に検討しようとしたのが、

疾病分類統計表

(表-1)

Large table with columns for disease categories, number of patients (total, male, female), charges, and days of treatment.

もと軍人や遺族の 援護内容の改善

悲惨な戦争の犠牲になられた、もと軍人やその遺族等に対する援護の内容が、次のように改善されました。該当されると思われるかたは、役場住民課福祉係にご相談ください。

一 恩給法について

一 傷病者遺族特別年金の支給
傷病者年金の受給者(第一款症から第四款症)、特別傷病恩給の受給者(特別項症から第一款症)が、昭和二十九年四月一日以降に平病死され、その遺族のかたが扶助料を受給していないときは、十万円が支給されることになりました。

二 扶助料年額加算請求

普通扶助料を受けている人が妻であつて、その扶養遺族である子供が次に該当するときは、扶助料に加算措置がとられることになりました。

- 十八歳未満
- 十八歳以上二十歳未満でない具廃疾
- 二十歳以上で、不具廃疾の

ために生活資料をえることのできない人

三 旧満洲農産物検査所職員であつたかたへ

もと軍人の在職年と旧満洲農産物検査所に在職した年数を通算して、普通恩給の年限に達する人にも、新しく普通恩給が支給されます。

四 一時恩給(一時扶助料)の請求はおすみでしようか

実在職年数が三年以上七年前満の兵の階級であつた人にも、一時恩給が支給されることになりました。

援護法について

一 平病死に係る遺族年金の支給

不具廃疾の程度が、公務傷害(第一款症から第五款症まで)勤務に関連した傷病

特別項症から第六項症まで

に該当する障害年金受給者で、当該給付の支給事由である傷病以外の事由で死亡(平病死)した

た場合、その遺族に遺族年金(十万円)が支給されることになりました。

二 夫に係る遺族年金等の支給条件の緩和

戦没者の遺族が夫の場合、現行の支給条件を撤廃し、六十歳以上であれば、遺族年金を受けられることになりました。ただし、戦没者死亡後に再婚した夫は除かれます。

三 遺族一時金の支給要件の緩和
公務傷病に併発した傷病によつて死亡した場合に、その遺族に支給する遺族一時金の支給要件である退職後死亡までの経過期間が、現行四年(結核、精神病は八年)から六年(結核、精神病は十二年)に延長されました。

四 再婚解消妻に係る再婚解消期限の延長

戦没者が死亡した当時の配偶者で、昭和二十一年二月一日から昭和二十七年四月までの間に再婚し、その婚姻を、昭和二十八年七月三十一日までの間に離婚によつて解消した人、および相手方が死亡したことにより離婚と同視すべき事情にある人に対し、遺族年金または遺族給与金が支給されます。

特別給付金支給法について

昭和五十一年十月一日から戦病者等の妻に対する特別給付金支給法が次のとおり改正され、継続支給および支給範囲の拡大等の改善措置が図られました。

一 戦病者等の妻に対する特別給付金の継続支給

1 継続支給
前回の特別給付金国庫債券(十年を経過したもの)を受給した人(時効完成による権利失権者も含む)で、夫である戦病者が昭和五十一年十月一日に五款症以上の傷病恩給等を受給しているときは、その妻に三十万円または十五万円の国債が支給されます。

2 支給対象範囲の拡大

(一) 昭和三十八年四月二日以後戦病者と婚姻した妻、および同日以後傷病恩給を初めて受給することになった人の妻で、昭和四十八年四月一日に五款症以上の傷病恩給を受給していた戦病者の妻に、十万円または五万円の国債が支給されます。

(二) 昭和六年九月十八日から昭和十二年七月六日までの間(満洲事变以後日華事変前)に公務上の傷病にかかり、第五款症以上の不具廃

疾となつたことで、昭和四十八年四月一日に第五款症以上の傷病恩給を受給していた旧軍人の妻に、三十万円または十五万円の国債が支給されます。

二 戦没者等の妻に対する特別給付金の支給範囲の拡大等

1 戦病者等の妻から戦没者の妻への移行
戦病者の妻として前回の特別給付金(い号国債十万円)を受ける権利を取得した人で、昭和四十八年十月一日前に夫である戦病者が死亡したことにより、公務扶助料、遺族年金等の受給権を昭和五十一年十月一日に取得した妻に、戦没者の特別給付金として六十万円支給されます。

2 昭和五十一年度戦没妻特別給付金の継続支給
前回の戦没妻特別給付金(ろ号国債二十万円)を受けた人で、国債の償還が昭和五十一年十月三十一日で完了した人に、引き続き六十万円支給されます。

請求手続きなど詳しいことは、役場住民課福祉係へお問い合わせください。
なお、請求期限は、昭和五十四年九月三十日までです。

年金と負担

国民年金は、昨年の改正で一〇万円年金(夫婦がともに付加保険に加入し、二十八年間納めた場合)になりました。これは他の年金制度と比較しても、見劣りのしない内容ですから、私たちの老後はたいへん心強くなったといえます。

しかし、国民年金の保険料を他の年金制度と比較してみますと、半分以上の低い保険料になってい

ます。これは、他の年金制度にはみられない高率の国庫負担がなされてきたこと、今までの年金受給者が少なかったこと、加入者の負担が急激に増えることを避けるため政策的に低く抑えてきたことなどによるものです。

また、だれしも、少ない負担で多くの年金を望むところでしょうが、いかに充実した年金となくとも、返つてとなる財政が安定し

ていなければ、それこそ「絵にかいたモチ」に終わってしまいます。そのような事態が起こらないように、私たちは年金の給付に見合った保険料を負担する必要があります。

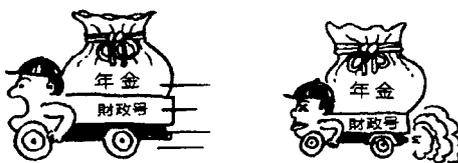
もしそれを怠れば、そのツケは後代の人たちに引き継がれ、ますます大きな負担を強いる結果になるでしょう。

このような身勝手な、後代の人たちが納得してくるのでしょうか。そこで、国民年金の保険料は今年四月から二、二〇〇円に改め

られますし、また、以後も毎年、段階的に引き上げられることになっています。これは、いうまでもなく、健全な国民年金財政を確立して、生活できる年金をいつまでも確保しようという考えによるものです。

年金制度とは、世代間の相互の理解と協力があつてはじめて成り立つ社会的な親孝行といえます。私たちにとつて、信頼と愛情をもつて年金制度を見守ることもたいせつなことではないでしょうか。

年金に見合う負担のご理解を 年金を改善すれば、それに耐える財政が必要です



皆さん! 協力ありがとう 苦しいヨ! 助けて!

戸籍のおはなし

④ 養子縁組

養子縁組とは、相互に血縁の親子関係のない者を血づきの親子と同様にする制度です。親子の身分関係が生じ、養子と養親はお互いに相続や扶養の権利義務を有するなど種々の関係が生ずることになります。

その手続きは、未成年者を養子とするためには、自分の孫または配偶者の子や孫などを養子とする場合を除いて、すべて家庭裁判所の許可をえなければな

らないことになっています。養親となる人が夫婦であれば、二人そろつて申し立てをしなければなりません。申立書は、養子縁組をしようとする事情などを記入したうえ、各人の戸籍謄本を添えて、子の住所地を管轄する家庭裁判所に提出します。

家庭裁判所では、養子縁組をしようとする具体的理由、養親の家庭の状況、子の生活状態、実親の生活状態や縁組みについで意向等をじっくりと調査し、また、子が十五歳以上の場合には、できるだけその養子自身の意見を聴いたうえで、その養子縁組みが決められます。

このようにして養子縁組みが許可されますと、養親は家庭裁判

所から縁組許可審判書の謄本の交付を受け、これを添えて役場に養子縁組届をすることになります。この届けによつて、初めて養子縁組みが法的に効力を生ずることになります。

二 離婚届

離婚はいつたん有効に成立した婚姻関係を、将来に向かって解消する行為です。これには、二人の合意に基づき協議離婚と、合意が整わないとき申し立てによる裁判上の離婚との二つがあります。

離婚する夫婦の間に未成年の子があるときは、父母の一方を親権者(子を現実に世話する者)と定めなければなりません。

また、婚姻によつて氏(姓)を改めた夫婦の一方は、婚姻前の氏に復します。原則として婚姻前の戸籍(元の戸籍)に復籍することになります。復籍すべき戸籍が除かれていないとき、または復氏者が新戸籍編製の申し立てをしたときは、新戸籍を編製することができません。

さらに、昨年六月の戸籍法の一部改正で婚姻のとき氏を改めた人は、離婚しても、離婚後三か月以内に戸籍法の定める届け出をすれば、婚姻中に名づけていた氏を名づけることができます。届け出は、本籍地または住所地でもすることができます。本籍地に届け出る場合に、復籍する人の戸籍が本籍地と同じとき

は届書一通、復籍する戸籍が本籍地以外の場合は届書二通と婚姻前の戸籍謄本が一通必要です。住所地に届け出る場合は、届書三通、戸籍謄本と復籍(婚姻前)する人の戸籍謄本がそれぞれ一通必要です。

手続きは、協議離婚の場合は、届書に夫婦の署名押印と、成年の証人(二人)の署名押印が必要で、裁判離婚の場合は、戸籍謄本のほかに家庭裁判所の調査調書等の謄本を添えて届書に訴えを提起した者が署名押印のうえ裁判が確定した日から十日以内に役場へ提出しなければなりません。届出の用紙は、役場(住民課)に備え付けてあります。

白石里雲

〔ぼくの作品〕

西川中学校3年
渡辺 順一くん

評



字くばり、筆力ともに申し分ない。「万」少し横が狭くなった。「雲」「星」ともに、少し左に傾いた。指導 南原須 晃先生

— 心配ごと相談 —

とき 毎週月曜日午後1時から
午後3時まで
ところ 老人いこいの家「西川荘」
※心配ごとは、秘密・無料。
お気軽においでください。

〔3月の相談員〕

- 7日 高井熊雄氏・内藤恵知郎氏
- 14日 高井熊雄氏・丹羽 隆清氏
- 28日 高井熊雄氏・赤川 幸平氏

— 今月の納税 —

●固定資産税 (4期分)
☆納期限 2月28日
※ 納税には便利な口座振替制度
をご利用ください。

お知らせ

— 草柳大蔵先生講演会開催 — 西川町商工会

このたびテレビ等でおなじみの評論家草柳大蔵先生をお招きして時局講演会を開催することになりました。一流の講師のお話しを聞くまたない機会でもありますから、一般のかたもぜひおいでください。

記

日時 3月6日(日)午後1時から3時まで
会場 西川町商工会館ホール
テーマ 世界情勢と日本への影響について
(第3次世界大戦は起りうるか?)

入場料無料

— ゆうあい号来町 —

日曜献血にご協力を!!
“通勤・通学の皆さん”“まだ一度も献血したことのない皆さん”隣近所お誘い合わせのうえ、ぜひ一度献血においでください。

とき 3月20日(第3日曜日)
午前9時半から午後3時まで(約30分間の昼休みがあります)

ところ 西川町役場
◎献血をされたかたがたに血液の検査サービス(血液脂肪量、臓器酵素、血清タンパク量などの6項目検査)を行っています。
あなた自身の健康管理を病気発見に役だててください。(詳しくは当日献血会場で)

小林 氏
高橋 氏
竜代 氏
裕 氏
一 氏
六 氏
分 氏



町民のうごき

◆ 3月の衛生行事 ◆

日(曜)	種 目	対 象	場 所	時 間	備 考
3日(木)	巻保健所管内保健委員研修会	各部落の新・旧保健委員全員	分 館	午前9:00 ～午後3:00	
7日(月)	胸部精密検診	①問診撮影3年未受診者 ②胸部レントゲン検査 ③希望者、患者	役 物	午前9:30 ～11:00	個人通知
	精神衛生相談	全町希望者	西川荘	午後1:30 ～2:30	詳細は3面参照
8日(火)	巻保健所管内保健委員研修会	各部落の新・旧保健委員全員	巻保健所	午前9:00 ～午後3:00	
15日(火)	2歳児検診	昭49.12.1～昭50.3.31生まれ	分 館	午後1:30 ～3:00	母子手帳持参
16日(水)	乳児・産婦健康相談	昭52年1月出生児とその母親	分 館	午前9:30 ～11:00	母子手帳持参
	乳児検診	昭51年3月生まれと昭51年8月生まれ	分 館	升旗1:30～1:50 降旗1:50～2:10 普通2:10～2:30	母子手帳持参
17日(木)	妊婦学級	全妊婦	分 館	午前9:00 ～午後3:30	母子手帳と胎動の こはんと料を 100円をお持ち ください。
18日(金)	糖尿病相談会	糖尿病検診受診者で境界型、糖尿病型の人	分 館	午前10:30 ～午後3:00	受付 10:00～10:30 個人通知
20日(日)	献 血	16歳～64歳の希望者	役 場	午前9:30 ～午後3:00	約30分間の昼休み があります。

氏名 近藤 ツワ
真島 ソヤ
川崎 二吉
小林 トメ
小林 サハ
85 90 84 93 80
% % % % %
徳次 勝一 芳則 辰市 三司
大正通 真善光寺 押付 健一 区



氏名 田中 宣昭
(佐藤) 康子
石川 幸子
石川 美枝
佐藤 次彦
(脇屋) 美枝
謙 吾
利 江
与兵衛野
直太郎
七番町
謙 吾
学 校 町



氏名 八百板 陽平
齊藤 睦代
穴山 公子
中村 浩史
石高 敦子
美由 子
85 85 85 85 85
% % % % %
力 清 直 弘
矢 下 見 旗
島 山 帯 屋
富治郎
富治郎
学 校 町
六 分